令和８年８月定例教育委員会議事録

開　閉　日　時	令和８年８月２０日　　午前１０時００分開会 午前１１時４５分閉会	
開　催　場　所	志木市役所　教育委員会会議室	
委員の出席状況	出席	柚木博教育長、上野幸子教育長職務代理者、 飯田昌利委員、可知良之委員、久保大地委員
	欠席	なし
説明のため出席した者の氏名・職名	青木教育政策部長、佐藤教育総務課長、安彦教育政策部参事兼学校教育課長、徳留生涯学習課長、並木いろは遊学館長、桜谷柳瀬川図書館長、高橋学校教育課副課長兼指導主事、藤井学校教育課副課長兼指導主事、磯下学校教育課主幹兼指導主事	
会　議　書　記	今野教育総務課主査	
傍　　聴　　人	１人	
会　議　内　容	議　題 第４２号議案　志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について 第４３号議案　志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則について 第４４号議案　志木市歴史館条例の施行期日を定める規則について 第４５号議案　志木市歴史館管理規則について 協議事項 志木市民体育館について 報告事項 （１）専決処分について （使用料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例） （２）専決処分について （令和８年度志木市一般会計補正予算（教育費）） その他	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○柚木教育長

令和８年８月定例教育委員会会議の開会を宣す。

傍聴希望者について、傍聴を許可した。

＊＊　傍聴人　入場　　＊＊

議事録署名委員に上野教育長職務代理者を指名した。

会議書記に今野主査を指名した。

７月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎教育委員会報告

○青木教育政策部長

令和８年７月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

・７月２９日～３１日　　宗岡小学校宿泊学習
・７月３０日　　サマーイングリッシュ（対象：小学３・４年生）
・７月３１日　　部落解放同盟埼玉県連合会２０２６年度市町村交渉
・７月３１日～８月　１日　防災キャンプ（宗岡第四小学校）
・８月　３日　　新規職員辞令交付式
・８月　５日～７日　　志木小学校宿泊学習
・８月　８日～１７日　　学校閉庁日

教育長発議

○柚木教育長

はじめに、本日、協議事項として１件、「志木市民体育館について」を追加したので、後ほどご協議いただきたい。

なお、協議事項「志木市民体育館について」は、政策形成過程であり、教育行政の円滑な運営に支障が生ずるおそれがあるため、志木市教育委員会会議規則第５条第１項第５号の規定により、また、報告事項（１）専決処分について（使用料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例)、（２）専決処分について（令和８年度志木市一般会計補正予算（教育費））については、市議会への提案事項であり、市長に対する意見の申出にあたるため、同会議規則第５条第１項第３号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、協議事項「志木市民体育館について」は、政策形成過程であり、教育行政の円滑な運営に支障が生ずるおそれがあるため、志木市教育委員会会

議規則第５条第１項第５号の規定により、また、報告事項（１）及び（２）については、市議会への提案事項であり、市長に対する意見の申出にあたるため、同会議規則第５条第１項第３号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

協議事項「志木市民体育館について」及び報告事項（１）、（２）については、非公開案件であるため、会議の最後に審議することとしてよいか。

○全委員

了承する。

◎第４２号議案　志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○柚木教育長
　第４２号議案　志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、説明を求める。

○高橋学校教育課副課長兼指導主事
　本議案は、令和８年４月１日施行された志木市通級指導実施規程を廃止する規程に伴い同規程が廃止されたことから、志木市立小中学校管理規則の一部を改正するものである。
　改正点は、通級指導に係る特別の教育課程について、志木市通級指導実施規程に基づき教育委員会に届け出るものとするという第４条の２のただし書を削るものである。
　なお、この規則は、公布の日から施行するものとする。

○柚木教育長
　質問はあるか。

○全委員
　なし。

○柚木教育長
　第４２号議案　志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員
　異議なし。

○柚木教育長
　第４２号議案　志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

◎第４３号議案　志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

○柚木教育長
　第４３号議案　志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則について、説明を求める。

○高橋学校教育課副課長兼指導主事
　本議案は、令和８年８月に校務支援システムが勤務管理システムと統合されることに伴い、志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正するものである。

改正点は３点で、
１点目は、勤務管理システムによる事務処理が拡張されたことにより、限定表現を削除するため第７条の２第１項中「この条において」を削るものである。
２点目は、新たな条文（勤務管理システムによる処理）を第２５条として加えるため、第２５条及び第２６条の条数整理を行うものである。
３点目は、第２５条の条文は、これまで規定により書面で行われていた手続について、勤務管理システムが使用できる場合、同システムにより行うこととするものである。
なお、この規則は、令和８年９月１日から施行するものである。

○柚木教育長
質問はあるか。

○委員
どのような時に、これが運用されるのか、具体的に何か示せるものがあれば、示していただきたい。

○高橋学校教育課副課長兼指導主事
これまで、勤務管理システムは既に導入されていたが、出退勤時に打刻する機能のみであった。
それが、９月から年次有給休暇や特別休暇の申請がシステム上で行えるようになった。これまでは、書面で管理職に休暇申請を行っていたものが、電子申請で承認ができるようになった。また、これまであった打刻機能も統合され、出張などの服務に関する機能も加わり、勤務管理に関わることが、一体的にシステム処理が行えるようになったということが大きな変更点である。

○委員
勤務管理に関わることが、一体的にシステム処理できるようになったということで、ペーパーレス化と事務の簡素化が大きな変更点であるのか。

○高橋学校教育課副課長兼指導主事
おっしゃるとおり、ペーパーレス化が最も大きな変更点である。これまで、すべて紙で申請し、押印して承認していたが、電子処理されることにより、有給休暇の残時間計算などもミスがなくなり、押印が不要となるため、書類管理も簡素化される。

○委員
入力だけすればよいのではなく、入力後に管理者の承認を得た上で、執行されるという判断でよろしいのか。

○高橋学校教育課副課長兼指導主事
そのとおりである。

○委員
　これは、校内支援システムに入らないと使用できないシステムであり、自宅からこのシステムを使用し、申請することはできないのか。

○高橋学校教育課副課長兼指導主事
　校務用パソコンは、システムを含めてクラウド化していることから、自宅からの申請は可能である。

○柚木教育長
　他に質問はあるか。

○全委員
　なし。

○柚木教育長
　第４３号議案　志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員
　異議なし。

○柚木教育長
　第４３号議案　志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

◎第４４号議案　志木市歴史館条例の施行期日を定める規則について

○柚木教育長
　第４４号議案　志木市歴史館条例の施行期日を定める規則について、説明を求める。

○徳留生涯学習課長
　本議案は、令和８年３月議会で議決された志木市歴史館条例の附則に基づき、志木市歴史館条例の施行期日を定めたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項の規定により、この案を提出するものである。
　志木市歴史館条例の施行期日は、令和８年１０月２６日とし、この規則は、公布の日から施行するものである。
　なお、施行期日を１０月２６日とした理由は、市制施行記念日であることから、この日から新たな歴史の１ページを刻むという意味を込めて、この日を志木市歴史館条例の施行期日とするとともに、施設の開所日とするものである。

○柚木教育長
　質問はあるか。

○全委員
　なし。

○柚木教育長
　第４４号議案　志木市歴史館条例の施行期日を定める規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員
　異議なし。

○柚木教育長
　第４４号議案　志木市歴史館条例の施行期日を定める規則については、原案のとおり可決された。

◎第４５号議案　志木市歴史館管理規則について

○柚木教育長
　第４５号議案　志木市歴史館管理規則について、説明を求める。

○徳留生涯学習課長
　本議案は、志木市歴史館条例第８条の規定に基づき、志木市歴史館の管理運営に関し、必要な事項を定めたいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項の規定により、この案を提出するものである。
　定めている事項は、まず、第２条に休館日を定めており、月曜日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日、館内整理日、特別整理期間としている。郷土資料館も月曜日を休館日としていたことから、志木市歴史館も同様とした。館内整理日は、毎月の末日とする。また、特別整理期間は、特別展や企画展などの時やその他管理運営上必要な場合に特別整理期間として設けるものである。
　第３条の利用時間については、午前９時３０分から午後４時３０分までとするものである。
　第４条以降については、団体入館や資料の館内利用や貸し出し、寄贈及び寄託、借用などの手続きに関する事項について記載している。
　第９条については、館長や学芸員などの職員の業務に関する事項について定めており、第１０条以降も、職務に関する事項を定めている。

○柚木教育長
　質問はあるか。

○委員

管理規則の第７条で寄贈と寄託について、使い分けており、その後、第８条で貸与という言葉が出てくる。

志木市歴史館が貸与する資料は、志木市歴史館が寄贈を受けたもの、つまり志木市歴史館が所有権を持っているものに限るという解釈でよろしいのか。寄託だと所有権は、寄託者にあると思う。

○徳留生涯学習課長

管理規則の第７条に記載している寄贈と寄託については、お見込みのとおり、寄贈の場合の所有権は志木市にあり、寄託については、所有権は寄託者にあったまま、資料の所在だけ志木市歴史館にあり、資料をお預かりしているということになる。

第８条については、基本的にほかの博物館等から資料をお預かりするときの規定になっている。

○柚木教育長

他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第４５号議案　志木市歴史館管理規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第４５号議案　志木市歴史館管理規則については、原案のとおり可決された。

◎その他

防災キャンプ（宗岡第四小学校）の実施報告について

○磯下学校教育課主幹兼指導主事

宗岡第四小学校において、７月３１日から８月１日にかけて１泊２日のプログラムで防災キャンプが行われたので、報告するものである。場所は、体育館と食事に関しては校舎内において行われた。参加対象児童は宗岡第四小学校の４年生とその家族で希望者のみであった。参加者は、総勢７０名弱と聞いている。このなかで、宿泊を希望した児童は、３５名であり、そのうち３名については、その家族も宿泊している。また、宿泊なしを希望して参加した児

童は３４名であり、そのうち２１名については、家族も参加している。
関係団体としては、宗岡第四小学校学校運営協議会のほか、宗岡第四小学校区町内会や同学校区町内婦人会、宗岡第四小学校 PTA と宗岡中学校区のおやじ仲間クラブのほか、外部団体として埼玉県青少年赤十字、株式会社幕開から主に体験プログラムでご協力いただいた。また、海外ボランティアとして、志木国際交流会から留学生３名もご参加いただいた。
活動内容については、配布した資料のとおりである。

〇委員
自分自身もこの防災キャンプに宗岡中学校区のおやじ仲間クラブのメンバーとして参加させていただいた。昨年度から引き続き今年度も実施された。できるだけ持続可能な形を模索しながら、学校運営協議会の方々や地域の方々が中心となって話を進めていただき、非常に充実した、子どもたちにとっても大変いい形で実施できたと思う。
今回は、４年生対象で宿泊する形で行われたが、４年生で宿泊体験できるのは宗岡第四小学校だけということで、市内の小学校では、５年生で八ヶ岳自然の家で宿泊学習を行っているが、最近はその宿泊学習で家が恋しくなって泣き出してしまう児童もいると聞いている。その１年前の小学４年生の時に、プレ体験をしておくといいかもしれないという話も出ていた。
体育館において、プラスチック段ボールを使用し、養生テープで貼り付け、床につけて、自分の居住スペースを作ってプライバシーが守られる空間を作るなど、地域の方々と子どもたちとが一緒になって準備をしていた。また、寝る場所には、敷布団として、体育館のマットを使用するなど、その場にあるものを利用していた。また、ちょうどその週に熊本を中心とする地震が発生したこともあり、子どもたちの意識も高く、４年生の子どもたちは、本当に先生方のお話をよく聞いており、びっくりするくらい、とてもよく規律もとれていた。来年もぜひ続けてもらいたいと思っている。また、志木市教育大綱の３番目に「家庭と地域、学校が一体となって子どもたちを育む教育の推進」と記載されているが、まさに、この防災キャンプは、この大綱に書かれている、学校が地域の中心と地域を動かしていくということにつながると思うので、今後も、ぜひ続けていってもらいたいと思っている。また、防災キャンプ会場では、夜、肝試しも行い、大好評であった。

第３回志木市図書館を使った調べる学習コンクールの開催について

〇桜谷柳瀬川図書館長
今年度で３回目となる、志木市の図書館を使った調べる学習コンクールを開催する。作品の応募方法については、市内の小中学校の児童生徒は、学校を通して応募していただき、私立小中学校の児童生徒の場合は、直接図書館に応募していただくこととしており、募集期間は、８月３１日から９月１１日までとなっている。
今後のスケジュールについては、９月に応募作品を回収後、第１次審査は各学校の校内で実施し、第２次審査は、９月２９日に図書館協議会委員の委員の方々に、優良賞及び優秀賞以上を審査していただく。その後、第３次審査として、１０月の最終週頃に、教育長、教育政

策部長、学校教育課長に審査していただき、最優秀賞と全国コンクールの応募作品を選出する。
表彰式は、１１月７日土曜日の午後にいろは遊学館で開催予定である。
なお、全国コンクールに応募した作品の審査結果は、公益財団法人図書館振興財団から、令和９年２月ごろに発表される予定である。
昨年度は、志木市から全国コンクールに応募した１０作品のうち、志木小学校の１年生と志木第四小学校の１年生の二人が見事、奨励賞に入賞した。また、調べる学習の進め方や作品作りのポイントが学べる「小学生調べる学習チャレンジ講座」についても、柳瀬川図書館と宗岡第二公民館の２会場で、３回ずつ実施した。
講師は、昨年度同様、学校図書館事業推進アドバイザーが務め、運営スタッフとして、市内小中学校の学校図書員にもご協力いただき、実際に図書館や図書室の書架で図書を選んで、一緒に調べるという作業も行った。
各学校で出前授業を行っていることもあり、志木市図書館を使った調べる学習コンクールに、毎年、子どもたちも積極的に参加してくれるようになってきている。

○委員
志木市図書館を使った調べる学習コンクールは、これからも推進してもらいたいと考えている。出前授業については、昨年は、３校で実施したとのことであるが、その時の子どもたちの様子や出前授業を受けた時の意気込みなど、実施した際の感触はどのような感じであったか。

○桜谷柳瀬川図書館長
出前授業の状況について、実際に行った学校図書館事業推進アドバイザーや司書教諭の方などから伺った話では、１時間で何を調べるかなど熱心に取り組んでいたということであった。宗岡地区においては、親子でチャレンジ講座に応募してくれる方が少なかったこともあり、宗岡地区の学校を中心に、授業の一貫としてチャレンジ講座の出前授業を行ったものである。
その後、公民館図書室を利用してくれたお子さんもいたということも聞いており、一定の効果があったのではないかと思っている。

○委員
自分も時間を見て、いろは遊学図書館などに行っているが、子どもたちも図書館の本を読んで、メモを書いていたりしていたので、もしかしたらこの志木市図書館を使った調べる学習コンクールに応募する子どもたちなのかと思ってみていた。それでなくても、子どもたちが図書館に行くことは素晴らしいことだと思うので、ぜひ今後も、継続的に進めてもらいたい。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長
公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

＊＊　傍聴人　退場　　＊＊

◎協議事項　志木市民体育館について

※協議事項については、志木市教育委員会会議規則第１９条第３項に基づき、公表しない。

◎報告事項（１）専決処分について（使用料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例）

※報告事項（１）については、志木市教育委員会会議規則第１９条第３項に基づき、公表しない。

◎報告事項（２）専決処分について（令和8年度志木市一般会計補正予算（教育費））

※報告事項（２）については、志木市教育委員会会議規則第１９条第３項に基づき、公表しない。

○柚木教育長

他になければ、これをもって令和８年８月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

（※署名は原本）